

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大国保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 石井記念愛染園	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長 和久井康明 園長 西野伸一	
定員（利用人数）	99 名 (92名)	
事業所所在地	〒 556-0014 大阪市浪速区大国2丁目13-1	
電話番号	06 - 6649 - 6182	
FAX番号	06 - 6649 - 5821	
ホームページアドレス	http://www.aizenen.or.jp/rinpo/info/daikoku	
電子メールアドレス	daikoku@joy.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	平成29年4月1日	
職員・従業員数※	正規 15 名	非正規 7 名
専門職員※	保育士・管理栄養士・栄養士・准看護師	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室(0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児) 調理室 プレールーム 医務室 調乳室 木浴室 休憩室 更衣室 福祉トイレ プール	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成26 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

隣人愛

【保育方針】

利用者・地域住民の権利擁護と自己実現

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①一人ひとりの子どもや保護者の人権を尊重した保育(子どもの権利条約を実践で現実化)
- ②アタッチメントの大切さを理解した上で取り組む一人ひとりの人格を尊重した乳児保育。
- ③地域との協働により、地域の福祉力向上に向けた地域福祉施設としての保育園

【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一財)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和元年12月6日～令和2年2月29日
評価決定年月日	令和2年2月29日
評価調査者(役割)	0701C043 (運営管理・専門職委員) 1101C042 (その他) 1001C010 (運営管理・専門職委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

判断基準(a,b,c)は必須基準・内容基準共に下記のように改訂されました。*大阪府のホームページより

評価	改定前(判断基準)	改定後(判断基準)
「a」	・できている	・より良い福祉サービスの水準・状態 ・質の向上をめざす際に目安とする状態
「b」	・できているものの十分でない	・aに至らない状態 ・多くの施設・事業所の状態 ・「a」に向けた取り組みの余地がある状態
「c」	・できていない	・「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

●今回の改正により、評価の基準が明確になり、従前に比べて、「b評価」の対象範囲が広がりました。そのため、例えば、改正前の受審施設・事業所の評価結果が「a評価」の場合、改正後の再受審において改正前と同様の「a評価」を得られなくなる可能性もあります。

大国保育園は、2012年（平成24年）大阪市から大国保育所を運営業務委託され経営を開始し、2017年（平成29年）に大阪市からの民間移管され、社会福祉法人石井記念愛染園が運営している保育園です。

運営母体の社会福祉法人石井記念愛染園は、理念に隣人愛を掲げ、1917年（大正6年）日本の社会福祉事業の草分け的存在であった石井十次氏の精神を受け継ぎ創設され、大阪の社会福祉事業（医療・介護・隣保事業の3事業）を支え続けてきた歴史ある法人です。

地域において必要な福祉サービスを総合的に提供・支援するために幅広い社会福祉事業を100年以上営んでいます。

大国保育園は、隣保事業（浪速区、西成区、住之江区の6か所で保育園等を運営）の一つの施設として位置付けられています。

大国保育園は、大阪メトロ大国町駅、JR今宮駅から徒歩5分圏内に位置しています。難波へも徒歩圏内という利便性から、ここ数年マンション増加や人口異動が激しく、単身世帯・外国籍の方も多く居住する地域です。

大阪市からの民間移管から3年（委託を含め8年）と法人が運営を始めてから比較的日の浅い保育園です。

保育園は4つの保育目標（①生活していくための力をもった子ども②友だちとのつながりを大切にする子ども③表現豊かな子ども④ためし、工夫、考えて創造する力をもった子ども）を掲げ、子どもたちの気持ちに寄り添った保育を行っています。また配慮を要する子どもや家庭には職員間で話し合い丁寧な対応をしています。研修体制を確立し、法人内の職員間交流なども行い、それらの成果を保育実践に生かす努力が図られています。当事業室が行った保護者アンケートでは、保護者から厚い信頼を得ています。

◆特に評価の高い点

- ①保育園事業を継続発展させるために、理念を組織の隅々にまで浸透させています。
- ②研修制度と人事評価制度を活用し、職員一人ひとりが目標・管理を明確にし、生き甲斐・働き甲斐を見出しています。
- ③保育園では、人権を大切にする心を育てる保育実践をしています。また多国籍の子どもを多く受け入れており、多文化共生の観点から保育室の掲示物の多国籍言語表記や、配布物にふりがなをふる、また外国の献立を取り入れるなどの工夫をしています。

◆改善を求められる点

- ①保護者との協同保育を目指す園として、園と保護者、保護者同士のつながりをどのようにして作り上げていくのか。
- ②大阪市から、1988年設立の保育所の移管を受けており、施設老朽が徐々に進む中、大規模改修や避難すべり台等施設整備の改善計画を進めること。
- ③机・いす等の備品の交換と充実、教材や遊具の量など保育環境のさらなる充実。以上のことを、単年度事業計画や中長期計画へ反映させる努力を期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

社会福祉法人石井記念愛染園 大国保育園は、民間移管から3年目（委託からは8年目）を迎えました。また今年度は、施設長が交代したこともあり、理念の継承と浸透、保育方針・内容と運営面の見直しなどを目的として第三者評価を受審させていただきました。第三者評価を受審することで、理念・ビジョンの共有と課題の可視化による新たな目標設定をすることができました。また、保育園が地域福祉施設（セツルメント）としての役割を担うための「実践の理論化と理論の実践化」に取り組み始めることもできました。今後は、設備面の改善を含めた中長期計画や単年度の実現可能な事業計画の策定に取り組んでいきたいと思います。そして、職員一人ひとりの資質向上と法人・施設全体のレベルアップに取り組み、「保育の資質向上」と「地域の子育て・子育て支援の充実（地域福祉活動）」を継続的に実践し、さまざまな主体と協働しながら虐待予防と貧困対策・予防にも努めていきたいと思います。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人、保育理念や保育基本方針は、しおり、ホームページ、広報紙等を通して施設関係者だけでなく地域に分かりやすく広報し周知しています。また職員には園内研修や会議を通じてより深い理解と保育実践に繋がるように対話形式などを活用した取り組みを行っています。保護者に対しては、ほぼ全員が参加する全体懇談会(5月)を開催し要約した分かりやすいチラシを使い丁寧に説明しています。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	医療、隣保、介護にわたる幅広い社会福祉事業を営む法人の総合力を駆使し、情報収集・情勢分析を行い事業に反映させています。また浪速区の地域福祉計画へ参加・意見反映や、地域活動協議会への参加など施設長を中心に地域ニーズや課題把握のために積極的に取り組んでいます。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	毎月開催される事業運営会議で法人全体の経営状況を把握し、隣保館連絡会議で隣保事業部門の毎月の運営・経営状況を施設長、正副主任で共有し、財務状況、保育内容、人材育成など具体的な分析・把握を行っています。その中で見えてきた課題と改善点等については、職員に周知しています。	
		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	「隣保館」として中長期計画を策定し、達成のための3目標(①地域福祉の推進②経営の安定化と組織の充実③3事業の相乗効果)を掲げそれぞれの課題についても明らかにしています。計画の具体性を高めるために中長期事業計画の改善と裏付けとなる中長期収支計画の策定が求められます。その際、適切な財務分析及び資金、用途の明確化や数値目標などの見える化を図った、より分かりやすい中長期収支計画の策定が望まれます。 ▽	

5	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	(コメント)	<p>法人単年度事業計画の中に、隣保事業の一環として保育事業を位置づけ、地域の諸活動、世代間交流事業、地域ネットワーク事業、事業目標の4項目に整理し、事業計画が他施設と並列に設定していますが、予算（収支計画）との関連性が見えにくい状況が伺えます。数値目標や具体の成果の設定等さらなる工夫を期待します。</p> <p>病院・特養・隣保事業等を経営する大法人の一施設として、法人事業計画を具現化し園の事業をより積極的にアピールする園独自の施設管理・運営、保育事業を含めた具体的事業計画と収支計画の策定を期待します。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	(コメント)	<p>事業計画の策定策定にあたっては、役割別定例会議で意見集約と調整を行い反映に努めています。実施状況の把握等については、毎月の事業運営会議で法人の事業報告を受け、隣保館連絡会議（事業部長・施設長・正副主任）で事業の進捗状況や課題の見直し等に取組んでいます。事業計画は、年間計画会議や隣保館研修会などの機会を通じて職員に周知しています。</p>	
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
	(コメント)	<p>事業計画の主な内容は、保育に関わる事項でもあるので保護者等に周知し理解を促す事が大切です。事業計画と方針は、全体懇談会で概要説明書を配布し周知しています。また、お便りや、行事の中で必要に応じて説明をしています。さらに、外国籍や配慮の必要な保護者へは個別説明等で周知しています。</p>	

	評価結果
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント)	<p>保育の質の向上を目指して、カリキュラム会議・保育内容検討会議を開催し組織的な取組みを行っています。カリキュラム会議では、振り返りに基づいたPDCAサイクルの継続で新たな保育計画や支援計画を作成しています。また、保育内容検討会議では、テーマを設け対話による学びを通して資質の向上を目指しています。さらに人事考課に基づく年2回の自己評価で個別面接を行い課題と目標設定を行っています。</p>	
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント)	<p>評価結果は評価調整会議で、施設の課題や人の配置などを客観的に検討し、計画的に改善に向けた取組を実施し、必要に応じて隣保事業部長も含めて改善計画の見直しも行っていきます。また職員評価については、人事評価規定に基づき実施し、課題の共有は個別面接や必要に応じてクラス会議に主任・施設長の同席で行っています。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント) 園の事業運営の責任者としての役割と責任を職務分掌等で明らかにし、会議や研修で職員に周知を図っています。また平常時のみならず有事の役割と責任について、不在時の権限委任についても明確化しています。なお、園内だけでなく、隣保事業部の広報委員長や社会問題研究会代表を務める等理念の浸透に積極的に関与しています。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	(コメント) 頻繁に改正される福祉関係法令だけに留まらず、幅広い分野の知識を職員と共有するために研修などの学びの機会を積極的に作り活用し、職員全体への浸透に努めています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 隣保館研修マニュアルに基づき、法人理念・ビジョンの実現に向けて、保育の質について日常的に評価分析を行い、資質向上に向けた指導を行っています。主任会議（施設長、正副主任）などで課題把握と改善の取組みや体制などを協議し施設全体の質向上に努めています。さらに隣保館全体の講師を務める等組織としての取組に指導力を発揮しています。	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 毎月実施される事業運営会議で法人全体の経営状況と各事業の事業報告が行われています。これを受けての隣保館連絡会議では、経営環境、財務状況、人材育成などの課題把握と分析を行い、効果的な業務と安定的かつ良質な保育の提供を目指しています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	(コメント) 中長期計画、事業計画に人材確保・定着を掲げ、事業運営会議や隣保館連絡会議等で具体化し、養成校との連携を積極的に行い、実習生受け入れに力を注いでいます。また、非常勤職員や保育補助などの活用で業務の負担軽減を図ると共に、障がい者の雇用にも取り組み1年半以上勤務しています。職員定着については、研修マニュアル「人材育成の責任は職場である」という認識で取り組んでいます。人材確保・定着は、保育事業の存続に関わる重要な課題と位置付けられ、法人独自の制度を設ける等の努力を行っています。	

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
	(コメント) 人事考課制度を隣保事業部として導入し、法人の理念に沿った評価基準を設け、施設間の統一を図り公正な評価を行っています。また昇格基準を定め、個別面接を行い周知をしています。処遇改善に関しては施設長会で検討し評価分析を行っており、自らの将来像が描ける人事マネジメントの制度が確立しています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	(コメント) 年2回の個別面接、年1回のストレスチェック等を通じてワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇取得目標を50%に置き、毎月安全衛生委員会に報告しています。時間外勤務についても出退勤システムで管理しています。さらに子育てや介護を抱える職員の為に、相談に乗り非常勤職員などが配置できる体制を確保しています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	(コメント) 隣保館研修マニュアルに基づいて、年間研修計画・報告書を作成しています。職員一人ひとりの専門性の向上と組織の発展を一体的に捉え、個別の研修計画と目標を作成し、年2回の人事考課個別面接で、進捗状況、達成度の確認を行い次年度に繋げています。また、研修委員として副主任が日常的にかかわり、一人ひとりの進捗状況の把握に努めています。	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	(コメント) 隣保館研修マニュアルに職員研修の意義と目的そして必要性について明記し、職員の教育・研修に関する方針と計画を記しています。さらに職員に期待される姿勢と必要とされるスキルなども記載しています。研修の具体化については、研修委員会と拡大研修委員会が担うと共に研修内容の評価、見直し等も実施しています。	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
	(コメント) 職員一人ひとりの教育・研修については、主任会議（施設長、正副主任）で毎月把握し、それぞれの習熟度に合わせたOJTを実施しています。外部研修は掲示とファイルで情報提供を行っています。さらに必要と思われる研修は個別に推奨しています。キャリアアップ研修についても参加しやすいように労務管理を行っています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	(コメント) 実習生受入れマニュアル、オリエンテーションマニュアルに基づき受け入れを行っています。実習生事前オリエンテーションとして、担当するクラス担任に主任が受け入れに当たっての指導を行っています。取分け保育養成校とは、研究懇談会などの機会や日常の情報交換や実習中の教員訪問など、より細かな保育養成校への対応を心がけています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	(コメント) ホームページ等を活用し、法人・保育理念や基本方針、保育内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報等を広く公開しています。また苦情、相談体制や苦情内容とその対応、件数なども公開しています。来園者向けに「しおり」等を発行し、法人理念・ビジョンや保育内容などの周知に努めています。さらに園報「あいぜん」や隣保館広報紙「あいあい」を発行し、地域・近隣住民向けに、法人・施設の存在意義や役割を伝える努力を行っています。	
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	(コメント) 医療・介護・隣保事業を経営する法人として、公正かつ透明性の高い運営・経営を行うために、公認会計士による指導と内部監査等を実施しています。その指導事項に基づいた経営改善に取り組んでいます。また経理規程や事務ルール整備を行ない、保育園事務の出納責任者などにも辞令発令し、職務分掌表により職員への周知を行っています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	(コメント) 民間移管から3年ですが、保育理念の一つでもある「1人ひとりの子どもを保護者とともに、地域の出会いとふれあいの中で大切に育てる」を取り入れた保育が取り組まれています。運動会、やきいも大会、なつまつり等の行事に地域の人たちを招き交流を深めています。また大国パレードへの参加や、大国地域活動協議会への参画などを通して、保育園が大国地域の一員として深く関わっていく姿勢を明確にしています。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	(コメント) ボランティア受入れマニュアルに受け入れの目的と園の基本姿勢、受入れに当たっての留意事項や当日の対応などを明示しています。また広報紙で広く募集を行い、地域の学校や行政や社協など関係団体に呼び掛けています。受入れにあたっては、登録手続きや子ども対応などを含む事前説明会を実施しています。さらに養成校などからの継続したボランティア派遣を受入れています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	(コメント) 浪速区要保護児童対策地域協議会と実務者会議の実効性を高めるために、区長、保健福祉課長などと懇談を重ね現実的な提案とその具体化に取り組んでいます。また施設長が子育て・子育て支援ネットワークの事務局長を務める等、地域関係機関の中核を担っています。園内の個別事案支援等については、保育内容検討会議やケース検討会議等で共有を図っています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	運動会、やきいも大会、なつまつり等の園行事に地域住民を招いて交流を図っています。遊びや居場所をツールとした子育てネットを前任地で立ち上げ軌道にのせた施設長の実績と経験を活かし、学習会の企画や遊びのイベント等を地域住民と協働して取組み、その定着に努めています。また地域の子育てサロンに保育士を派遣し、遊びの提供や子育て相談等、専門的な視点で支援しています。	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	大国地域活動協議会に保育園として参加し、地域の具体的な生活課題・福祉課題の把握に積極的に取組んでいます。民生委員・児童委員等とは、定例の子育てサロンで交流を深めると共に子育て相談を行っています。また、浪速区は、単身者・人口異動・ひとり親世帯の比率が大阪市でトップにあり、地域コミュニティの希薄化等により福祉課題の複雑化、多様化が進んでいます。大国保育園として、子育て支援の観点から地域ニーズに基づく地域公益活動の職員全体の共有化と具体化を期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	(コメント) 理念や基本方針には、何よりも「子どもの権利条約」でうたわれている「子どもの最善の利益」「人権」の尊重が具体的に示されています。法人の隣保館全体での会議の中でも繰り返し研修しています。子どもの人権を尊重した保育は、この園の中心理念といえます。保護者にも、パンフレットだけでなく、全体懇談会でも伝えています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	(コメント) 個人情報管理マニュアルがあり、研修や会議の中での周知に力を入れています。具体的な保育の中では、おむつ替えや着替えにも乳児の時からプライバシーを保護する姿勢を大事にしています。職員も意識をして対応しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント) パンフレット、広報誌など区役所に設置し、入園希望者には、説明だけでなく園児と遊ぶ機会や保育園の暮らしを体験してもらうなども実施しています。現在、主担会議でパンフレットの見直し作業中です。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント) 保育開始や変更時の同意を得るときには、権利擁護の視点を持って相談に応じています。状況によっては個別な対応をすることもあります。適正な説明が行われています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	(コメント) 必要に応じて保育の継続性に配慮した対応をしています。転園する子どもも多いので、保育の継続を配慮した文書の作成を期待します。卒園時には、「平和のつどい、夏祭りの案内」「運動会のお知らせ」「卒園後について」など細かい配慮のある対応をしています。今回作成した文書について、今後の活用に期待します。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	(コメント) 利用者満足に向けて、振り返りを大切にしています。行事ごとにアンケートを取り利用者満足の向上につながるように、保育に活かす努力をしています。利用者であることもたちの表情も、全体的にはいい表情で過ごしていましたが、乳児の食事の時に、「待たせる状態」が一部ありました。検討を期待します。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	(コメント) 「苦情解決システム運営管理規定」もあり、それに基づいて苦情解決第三者委員会もあります。しかし、第三者委員会を開くまでもなく問題解決がされている現状です。ポスターも大きく分かりやすいものになり、今後、一層周知し機能することを期待します	

35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
	(コメント)	意見箱は、よく目につくところにあります。相談が一番しやすいところ（園内、家庭訪問、役所など）を選んでもらうようにしています。園内の相談は、事務所やフリースペースを使用しています。職員との信頼関係も厚く、直接相談するケースも多いです。	
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	(コメント)	「保護者対応マニュアル」に基づき、迅速に改善につなげるよう、ひいては保育の質の向上につながるよう努めています。職員の中での問題の共有化も大事にしています。人の話を聞くスキルの向上にも、力をいれて取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	(コメント)	インシデント、アクシデントの報告用紙が綴ってあります。毎月の遊具の安全点検も実施し記録しています。「安全管理マニュアル」「危機管理マニュアル」「防災マニュアル」「事故防止、事故発生時マニュアル」が整備され、毎月の安全衛生委員会で共有化しています。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	(コメント)	「感染症対応マニュアル」があり、職員に周知しています。毎月の安全衛生委員会で、感染症についても共有し対応について見直しも行っています。法人のほかの園にいた看護師が異動になり、これまでのかかわりが変わってきました。法人内の保育所を担当する看護師の配置を期待します。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	(コメント)	消防計画、防災マニュアルは文書化されています。0、1才の部屋が二階にあるため、避難誘導に人手が必要です。その上非常滑り台が急で大きく、乳児にはかえって危ないのではと心配です。公立の時からのものですが、消防署や区役所とも相談のうえ、検討改善を望みます。隣の小学校とも連携し、小学校への避難訓練もしています。備蓄については必要な量の確保を望みます。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
	(コメント)	「基本業務方針」に基づいて「保育環境マニュアル」「保護者対応マニュアル」「健康管理マニュアル」「園のしおり」「全体的な計画」などを柱として保育が展開されています。プールは監視員をきちんと置く対策をしています。今後、「延長保育マニュアル」の作成や、「散歩の記録」などの整備に期待します。	
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	(コメント)	見直しは、基本PDCAサイクルでしています。学期毎の会議での討論が、テーマを持って行われ、学びの場としても位置づいて見直しの機会としても定着しています。保護者からの、行事のたびのアンケートも見直しのきっかけになっています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
	(コメント) アセスメントに基づき指導計画が立てられ、特に0~2才と障がい児については、個別の指導計画と記録を作成しています。計画については定期的に見直しが行われています。要保護・要支援の児童については、ケース検討会で保育の手立てを検討する機会も作っています。	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
	(コメント) 年カリ、月カリ、週日案は、その期間の終わりに必ず見直しています。組織的に見直しの機会が定着しています。個別計画の見直しは、担任、施設長、保護者の3者ではなしあい、保護者の同意のもとに変更しています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	(コメント) 保育の記録は、児童票に閉じています。0才から2才の子は個別指導計画と記録を、3歳以上の子については特筆すべきことの記録を残しています。記載方法は、6W3Hの記載を心がけています。全体で共有化するために、目的別会議を開いています。	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	(コメント) 個人情報の管理については職員に周知しています。管理については、施設長が責任を持ち、鍵のかかる場所での保管を徹底し、持ち出しを禁止しています。夜間事務所については、警備会社による警備を行っています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
(コメント)	児童憲章・子どもの権利条約・児童福祉法・保育指針の精神をもとに全体の計画がつけられています。また法人の理念に基づき保育所の目指す方向性が「7つの保育」という形でまとめられ、職員・利用者・地域に向けて周知しています。保育の中で大切にしていることが全ての職員に共有されるよう積極的に園内研修にとりこんでいます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	保育環境マニュアルで、保育環境について適切な状態が文書化しています。保育園内の設備や遊具の安全管理や衛生管理について毎月チェックリストを用いて管理し、安全衛生委員会に報告、協議しています。各保育室内には子どもたちが自由に選択して遊べるように年齢に応じた玩具が設定され、低年齢児の保育室には畳のスペースがあるなど、子どもたちが落ち着ける場所の工夫をしています。園庭には実のなる樹木の他に季節の野菜を栽培し、都会の中でも自然を感じて生活できる環境となっています。よりよい保育をめざしていく上で、2階に0・1歳児室が配置されている、避難用滑り台が非常に使いにくい、保育室内に手洗い場がない、乳児室に床暖房がない等の点について、今後計画的な施設改善も検討してください。	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保育者は一人ひとりの子どもの気持ちや感情に着目し、受け止めることを大切にかかわっています。せかしたり制止する言葉を極力使わず、子どもたち自身が考えたり、気づいたりできるよう、また保育者の働きかけや他児の気持ちが伝わりにくい子どもに配慮した言葉の掛け方や、コミュニケーションを補う方法の工夫をしています。	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもたちが自らやってみようと思えるよう主体性を尊重するかかわりをしています。またハード面での制約がありながらも、低年齢児が裸足のままトイレに入れるようマットを敷くなど子どもの動線を考えた環境づくりの工夫をしています。また生活の流れに見通しが持てるような視覚支援が取り入れられています。	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	保育の形態は「自由保育」として、子どもが主体的に考えて行動できる保育にとりくまれています。徹底して強制はせず、子ども自身が決定できるよう待つことを大切にしています。子どもが選択して遊べるような環境設定や戶外遊びの時間を多く確保し、のびのびと身体を動かして遊ぶ中で友だち同士の自然なかかわりが生まれるように考えています。また「自然保育」を重視し、広い園庭では様々な樹木や作物が育てられ、いつでも身近に季節ごとの自然に触れることができ、収穫した木の実や野菜を使ってクッキング等にとりくんだり、自由に探索活動を楽しむ等、自ら働きかけることを大切にしています。	

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	(コメント) 保育室内は、食事・睡眠・遊び・着替えといった目的ごとに空間を分け、子どもたちの状態によってレイアウトを変更し、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう配慮しています。また子どもたちの発達に合わせた手作りおもちゃ等が、手に取りやすい位置に設定され、それぞれの興味に応じて遊ぶことを保障しています。子どもの生育歴や生活実態を把握しそれぞれに合わせた保育をしています。自我の育ちを助ける受容的な関りや応答的な関りが大切にされています。今の子どもたちの要求にこたえるにはどうしたらよいか、担任間でもまた園内の保育会議の中でも話し合い、さらに良いものにしていくための検討を期待します。	
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	(コメント) 保育室内は季節ごとに保育の意図をもってレイアウトの見直しを行い、子どもたちの発達や要求に合った環境設定や、玩具がいつでも手に取れる位置に配置してあります。個々が十分に探索活動を楽しめるようゆったりとした流れで、日々の保育がすすめられています。散歩を兼ねて地域との交流も行っています。園庭遊びでは、クラスの枠を超えた職員同士の連携によって、のびのびとした子どもたちの自由遊びを保障しています。せかず言葉や静止させる言葉を極力使わず、子どもたちが自分でしようとする気持ちを見守っています。さらに園内で論議を重ね、子どもにとってのより良い保育を期待します。	
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 子どもが意欲をもって主体的に成長・発達していくことをめざし、自由保育にとりくんでいます。課題に対して「やらせる」ことはせず、環境を整え、時間をかけて待つことを大切にしています。とりくみの指導においては、一斉指導ではなく少人数ずつでとりくみ、数日をかけて全員がとりくめるように、余裕を持った時間設定と個々の気持ちやペースに合わせた配慮をしています。一人ひとりの「やりたい」「やりたくない」といった気持ちを大切にすることが、各々の意欲につながっていくと考えられています。多文化に触れる活動を取りいれたり、自然に触れる機会も意識的に設け、法人の所有するバスを使っての園外保育の機会も多く作っています。また、地域の人とのふれあいの場や、太鼓・革産業等の地域の文化を保育の中で要所要所にとりいれています。	
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 加配制度利用児童および配慮を要する子どもについては個別指導計画を作成し、計画に基づいて保育をすすめ、ケース会議で検討し必要に応じて見直しを行っています。学期ごとに保健センターより心理士が訪問し相談できる体制もあります。各保育室に視覚的な支援が取り入れられ、保育の中に手話を取り入れられたり、言葉がけの工夫やコミュニケーションを助けるための絵カードを利用する等、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に育つ環境を整えています。スロープや車いす用トイレ等の設備も整備しています。	

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもの状況に合わせて異年齢保育を行っています。個人別に記載される引継ぎ表を使って、保護者への連絡が行われています。18:30を過ぎた時点でお茶と干菓子等のおやつが提供され、保育時間の長い子どもへの配慮がされています。延長時間帯の保育のあり方は、主担会議で必要に応じて見直しをしています。全ての時間帯において、子どもの発達・成長を保障する活動を大切にしていけることを意識し、延長保育マニュアルの整備を期待します。	
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	小学校がすぐ近くにあり、行事見学等を通して就学への期待を膨らませています。近隣の幼稚園・保育所との交流の機会を通して、特に就学先が同じ子ども同士のつながりを意識的に作っています。保育士と小・中学校の教員とで人権や教育に関する合同研修会を行うなどの積極的な連携が取られています。5歳児クラスでは就学に向けての保護者の不安等を聞き、見通しが持てるよう、1月に個人懇談を設定しています。保護者集団で就学への思いを共有しあい、不安を取り除いて見通しが持てるような場の設定を検討してください。	
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	「健康のしおり」にて保護者に子どものかかりやすい病気について知らせ、また日々の健康状態の把握を助けるチェックポイントを伝えたり、毎月の園だよりにて保健に関するアドバイスのコーナーを設けるなど、保護者に向けて子どもの健康に関するとりくみを行っています。SIDS防止のための睡眠時チェックは、0・1歳児は5分チェック、2歳児は10分チェックをしています。年間のとりくみを明記した保健計画の作成や、看護師の配置など、専門的で計画的な保健活動の充実を期待します。	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科検診は乳児は年4回、幼児は2回、歯科検診は年1回、4歳児を対象に視力検査を毎年実施しています。検診の結果は所定の用紙を使って保護者に知らせ、必要に応じて治療等を促しています。保護者の了解の下、必要に応じて検診の結果を医療機関等と情報共有し、保護者・子どもへの支援を行うなどの協働を行っています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー対応マニュアルが整備され、除去食にて対応しています。ラップ等で見てわかるような工夫や配膳の順番を決めるなど、誤食防止のための配慮を徹底しています。現在は1名のみ利用ですが、利用児童数が増えることを想定して職員間の連携を維持・継続してください。	
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	豊かな食事経験ができるよう、食育計画にもとづいて取り組んでいます。旬の食材を使い、子どもたちが四季を感じられる献立を作成する、調理前に食材を子どもたちに見せたり、園庭の畑で収穫した野菜でクッキングをするなど、子どもたちの食への興味が広がる工夫をしています。幼児クラスでは、配膳活動のお手伝いを取り入れたり、自分の食べる量を自分で考えるなど、乳児クラスでは子ども自身が自分で食べられるように、スプーンですくいやすい形状の食器に変更するなど、子どもの主体性を大切にしています。年2回行う保護者との「ふれあいクッキング」を通じて保護者との交流を図っています。	

A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>栄養士が子どもたちと一緒に食事をしながら喫食状況を把握し、給食会議で意見交換する等、保育士との連携をとっています。また多国籍の子どもたちが多くいる中、外国の料理を献立に盛り込む等、多文化に対応しすべての子どもが楽しく食事ができる工夫をしています。信頼できる業者から食材を仕入れ、栄養士が直接目で見て産地や原材料を確認する等、安心して食べられる食事提供に配慮しています。法人内の保育所4園の給食交流は各園長・栄養士・隣保館長出席の下で年4回開催され、また食事研修会にて新たなメニューの研究をし合うなど、よりよい給食を常に目指しています。</p>	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑩⑦	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>運動会・ファミリーコンサートの他、保育参観・保育参加といった保育の様子を保護者に伝える場が数回あり、クラス懇談会・個人懇談等の保護者の相談に乗ったり子どもの成長を確認しあう場を年間1回ずつ設けています。また乳児クラスは毎日の連絡ノートで日常の情報交換ができています。送迎時の会話を大切に、保護者が気軽に悩みを相談できるような雰囲気できており、保護者の安心と信頼に繋がっています。「聞くこと」を大切にした研修にも取り組んでいます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑩⑧	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	<p>外国人の子どもを多く受け入れており、各保育室の掲示物は多国籍言語で表記してあり、また保育園からの配布物にはふりがながふってあるなど、全ての保護者が安心して子どもを預けられるように配慮がされています。多文化を保育内容に取り入れている点も保育園への信頼につながっています。緊急な保護者からの相談にもいつでも応えられる体制がつけられています。相談内容は子育てのみならず多岐にわたり、関係機関とつないでいくソーシャルワーカーの役割を保育園として担っています。</p>	

A⑱	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	(コメント)	日常の子どもの様子や登園状況、保護者との会話等から子どもの心身の状態や家庭の状況についての把握に努め、対応策をたてています。園の見学者受け入れの際にも要支援を察知し関係機関へつなぐこともしています。保育園として地域支援に取り組んでいく準備ができています。	

			評価結果
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
	(コメント)	職員会議に研修を組みこむ等積極的に学ぶ機会をつくるとともに、日常的にクラス会議・カリキュラム会議・学期末反省会等で保育のふりかえりを行い活発に議論をしています。年2回の自己評価と上司評価の際には各人の新たな目標設定がされています。学ぶことと保育を振り返ることが相乗効果として職員の意欲の向上につながっています。	

			評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助			
A㉑	A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	(コメント)	就業規則に体罰防止に関する規定を明示し、園内研修で職員に周知徹底する等、学び合う機会を設けています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	79世帯
調査方法	保育園から全保護者に対して、アンケート用紙と封筒を配布して頂き、回答は保護者から評価機関に無記名で直接送付して頂きました。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

79世帯(在籍数92名)を対象に実施し、55世帯から回答があり、回答率は69.6%でした。また、自由記述が72.2%と保育園に対する関心度の高さが伺えます。さらに回答されたほとんどの世帯から、保育園への信頼と感謝の気持ちが寄せられています。

入園当初の園対応(設問2.3.4)では、法人理念や保育内容の説明と園児対応を見る中で殆どの保護者が園の対応に満足と回答しています。入園後の園対応(設問5)には、全員が「園だより」「クラスだより」などを通じて、わかりやすく伝えられていると答えています。ただ、園の保育や園への苦情、園での事故・トラブル等への対応や意見反映(問6.7.8)については、説明不足と感じている保護者があり、より丁寧な説明と対応を期待します。

感染症対応・健康診断(問9.10)は100%、給食対応(問11.12.13)もほぼ全員が出来ていると答えています。また、園との連絡等(問14.15.16)も良好に行われています。保護者間の交流と保護者会の有無(問17.18)については、公立時から保護者会が無かったこともあり、保護者間の交流を望む声が寄せられています。地域に根ざす園として、その必要性やあり方等について考えてみる機会ではないかと思われれます。

自由記述に34世帯(72.2%)が声を寄せています。

意見要望については次の5点に集約できます。どれも保育園をより良くしたいとの思いから出されていることが伺える内容です。①保育士確保・増員等について4件②保育内容の検証等について7件③職員対応(あいさつや気づかい、子どもたちの見守り)等で15件(これについては今後研修等での改善を期待します。)④保護者対応で1件⑤法人・保育園への要望として「保育時のネット配信や台風・地震時の対応」など7件の声が寄せられています。特に、全国的な保育士不足を反映した、「この園に限らず、安心して保育所に預けられるように、保育士の増員、給与底上げ等早急に改善を。」などの声が寄せられました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等